

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○外国人受け入れ、新制度で大幅拡大 介護も対象 技能実習とも連結 政府原案(2018/6/6 介護 のニュースサイト JOINT)

今後の深刻な人手不足を解消する方策を検討してきた政府は5日、外国人の受け入れ拡大に向けた基本構想を明らかにした。経済財政諮問会議に提示した「骨太方針」の原案に盛り込んだ。

■上限は5年、N4が原則

就労を目的とした新たな在留資格の創設を目指す。介護は主要分野の1つだ。日本の現場で働くために必要なスキルは、業種ごとに設ける試験で確認するとした。コミュニケーション力の基準も業種ごとに定めるとしつつ、「日本語能力試験」のN4相当を原則にしてはどうかと踏み込んだ。

「移民政策とは異なる」と明記。在留期間の上限を通算5年とし、家族の帯同は認めないとした。ただし、希望する人が暮らし続けていける道は用意する。例えば介護福祉士の国家資格を取るなど、5年のうちに高い専門性を身につけたと証明することが条件。これをクリアした場合、期限がなく家族も呼べる在留資格への切り替えを認める意向を示している。

安倍晋三首相はこの日の諮問会議で、「一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する」と明言した。政府は今後さらに与党との協議を重ねていく。茂木敏充経済再生担当相は会合後の会見で、「今回の原案の方向で『骨太方針』に書けるよう調整していきたい」と述べた。

■出入国管理法を改正へ

介護の現場に外国人を受け入れるルートは現在、

- 経済連携協定 (EPA) の枠組み
- 技能実習制度
- 介護福祉士の養成校への留学・資格取得

の3つがある。新たな在留資格ができれば4つ目。実現には出入国管理法の改正が必要となる。政府は改正後、農業や建設業なども含めた業種横断的な受

け入れの基本方針を閣議決定する予定。個々の特性を踏まえた業種ごとのルール作りはそれからで、介護分野の詳細もこのステップで決めていくとしている。法案の提出は早ければ今秋の臨時国会。今後の展開によっては来年以降にずれ込む。

■3年の技能実習で試験免除

政府は技能実習制度と連結できる仕組みにしたい考え。今回の原案では、技能実習を3年以上行った外国人には新たな在留資格を試験なしで与えてはどうか、とも提案した。技能実習は最長で5年。原案のまま通れば、2つの制度を合わせて計10年働けることになる。技能実習制度については、「1年目の日本語要件(N3以上)を満たさなかった場合も引き続き在留を可能とする仕組みを検討する」とも記載された。早期に新たな在留資格へ切り替えられるようにすることなどが念頭にある。

内閣府の担当者は会合後、「我々の原案はすでに日本で技能実習をしている外国人を除外するものではないが、最終的にどうなるかは今後の議論次第」と説明。「まずは与党内の調整。国会での審議も含め様々な場で多くの意見を汲み取りながら慎重に制度設計を進めていく」と話した。今回の原案には日本人と同等以上の報酬や生活環境の整備、人権の擁護なども謳われており、その徹底も課題となりそうだ。

○外国人就労拡大、首相が表明 建設・農業・介護 など(2018/6/5 日本経済新聞)

安倍晋三首相は5日の経済財政諮問会議で外国人労働者の受け入れ拡大を表明した。人手不足が深刻な建設や農業、介護など5業種を対象に2019年4月に新たな在留資格を設ける。原則認めていなかった単純労働に門戸を開き、25年までに50万人超の就業を目指す。

国際的な外国人労働者の獲得競争は激しい。今回の政府の事実上の方針転換は一步前進だが、国際基準に照らすとまだまだ出遅れている。外国人労働者から「選ばれる国」になるために受け入れ態勢の整

備が急務だ。

首相は同日の諮問会議で「地方の中小、小規模事業者の人手不足が深刻化している」と力説した。「移民政策とは異なる」と説明し、「一定の専門性・技能を持つ即戦力の外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを早急に構築する」と訴えた。菅義偉官房長官と上川陽子法相に制度設計に向けた調整を指示した。

政府は今月中旬に閣議で決定する経済財政運営の基本方針（骨太の方針）に新資格の創設を明記。今秋の臨時国会にも入国管理法改正案を提出する日程を描く。

日本の労働力人口は約6600万人。17年10月末時点の外国人労働者は約127万人と、労働力の約50人に1人は外国人が担う。15～64歳の生産年齢人口は40年度に18年度比で約1500万人減る見込み。首相の発言は将来の日本の労働力への危機感が背景だ。

新資格を得るには2つの入り口がある。一つは最長5年の技能実習制度の修了だ。技能実習生は研修期間を終えると本国に帰還しなければいけなかった。技能実習で得た経験をいかしてそのまま国内で仕事ができるようにする。

もう一つは新たに導入する試験に合格することだ。日本語の能力水準はある程度の日常会話ができるN4を原則として建設や農業などでは日本語がさらに苦手な人でも認める。技能面の能力を確認する。

外国人労働者の受け入れを増やす際に教訓となるのが旧西ドイツの例だ。1960年代に働き手不足に直面し、トルコから労働者を大量に受け入れ、単純労働の担い手とした。ドイツ語をほとんど話せないトルコ人も多く、地域で孤立した。言葉や文化の違い、就労環境の悪さを放置したため、受け入れたトルコ人が社会の分断の一因にもなった。

日本政府がまず取り組むべきなのは日本語教育だ。行政と企業が連携し、学習機会を提供しなければならない。就労環境の改善へ外国人と日本人の不当な賃金格差を禁じ、社会保険加入の徹底も必要だ。

安い賃金で外国人労働者を使い倒すという発想では「選ばれる国」から日本を遠ざける。結果として日本の国際競争力を落としかねない。日本の準大手ゼネコンの幹部は「日本語や技術のレベルをどう担保するのか。制度面も含めまだ課題がある」と指摘した。

**○介護職員数 地域で格差 25年度充足率
福島・千葉最低74%(2018/6/22 東京新報)**

団塊の世代が全員七十五歳以上になる二〇二五年度に、必要とされる介護職員数に対し確保できる見込み数の割合（充足率）は、都道府県による地域差が大きいことが二十一日、厚生労働省の推計に基づく分析で判明した。最も低いのは福島、千葉の74・1%で、必要な職員数の四分の三に届かない見通し。充足率が最も高い山梨の96・6%と20ポイント以上の差があった。全国平均は86・2%。100%確保できるとした都道府県はなかった。

担い手が適切に確保できないと、地域によっては高齢者が十分な介護サービスを受けられない恐れもある。介護職員は低賃金や重労働といったイメージから敬遠されがちで、このままでは将来も深刻な人手不足が避けられない。厚労省は「高齢化が進んで介護ニーズが増え、職員はさらに必要。処遇改善など総合的な対策で人材を確保していきたい」としている。職員不足を単に人数ベースで見ると人口規模の大きい首都圏などが上位となるが、介護の需要と供給の開きを把握するため、都道府県の報告を基に充足率を比較した。

福島、千葉に次いで低いのは京都（79・3%）、沖縄（79・4%）、兵庫（81・2%）などの順。福島は東日本大震災の影響でニーズの増大に職員確保が追いつかず、千葉のような大都市部では他の産業と人材の奪い合いになるのが主要因とみられる。

一六年度時点の介護職員は全国で約百九十九万人。厚労省の推計では、二五年度には約五十五万人増の約二百四十五万人が必要で、対策を急がないと全国で約三十三万七千人が不足する。（後略）

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp

担当：伊藤、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず